

おわりに

本委員会は、過去2回の委員会において指摘された出資団体等の改革について、出資団体指導室の設置や「県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例」「行財政改革大綱」などを策定し、団体の統廃合なども実施し、一定の成果を上げてきたものの、なかなか実効を挙げられなかった分野について、確実な改革の履行を強く促すという趣旨のもと、平成17年第2回定例会において設置されたものである。

以来、17回の委員会を開催し、県財政に与える影響が大きいこと等の観点から、精査団体として6団体、精査会計として3会計を選定し、これらの改善方策についての審議を行うとともに、その過程を通じて明らかになった共通的な課題を踏まえ、精査団体以外の団体等についても改善方向の審議を行ってきた。

今回のとりまとめにおいては、中間報告での提案も含め、これまでの本委員会の審議において委員から出された意見等も反映したところである。

本委員会の審議にあわせ、県においては、平成18年度から平成20年度までの3年間の推進期間とする「第4次行財政改革大綱」をとりまとめ、現在、出資団体等の改革に取り組んでおり、各出資団体等においても、遅まきながらの感はあるものの、改革についての緊急性、重大性が理解され、今後に繋がる動きが出てきたことは認められる。

また、知事においては、減損会計の導入に伴い経営状況が著しく悪化した団体の状況等、改革に当たり緊急に対応されたい事項について申し入れを行ったところ、住宅供給公社及び土地開発公社に係る債務超過の解消策、及び知事等並びに過去の団体役員の責任問題について明らかにされたことは、今回の調査審議において、十分ではないものの、一歩前進といえるものであった。

言うまでもなく今回の調査に伴う改革は、完全なものではない。そのため、当該大綱の推進期間及び各団体等の改革工程表の実施期間中においては、県民への説明責任を十分に果たすとともに、点検、見直しを適時的確に行っていくことが極めて重要である。

また、改革に当たっては、各出資団体等の設立の目的が、究極的には県民福祉の向上にあることから、県民生活及び地域経済に与える影響に十分配慮するとともに、県民の理解と協力が得られるよう、本提言の趣旨を真摯に受け止め、問題をさらに先送りすることなく取り組まれることを強く望むものである。